

手形・小切手の全面的な電子化に向けた 手形貸付および割引手形の取扱終了について

東和銀行（頭取 江原 洋）は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、手形貸付および割引手形の取扱いを下記の通り終了させていただきます。

取扱終了後におきましては、「TOWA 電子契約サービス」による証書貸付や「でんさいサービス」等をご利用いただきます。現在、手形貸付・割引手形をご利用中のお客さまにつきましては、取引店より改めて、今後のお取り扱いについてご案内させていただきます。

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」を決定しており、金融界と産業界は連携して2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化に向けて取り組んでおります。手続きの簡素化、紛失・盗難リスクの回避、印紙代等のコスト削減など、お客さまにも様々なメリットがありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

当行は、今後もお客さまにとって利便性の高い商品・サービスを提供できるよう努めてまいります。

記

〔終了するお取引〕

お取引	今後の対応
手形貸付	2027年4月1日以降を期日とする手形貸付 ※ 今後は原則、証書貸付による取扱いとなります。
割引手形	2027年4月1日以降を期日とする手形の割引 ※ 「でんさい割引」は取扱いを継続します。

以上